	減免対象となるもの	占用料額
1	公職選挙法による選挙活動のために使用するもの	占用料を徴収しない。
2	道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱	
3	占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱	
4	公共的団体が設置する有線放送電話柱	
5	公共的団体又は電気事業者(小売電気事業者を除く。) 若しく	
	は電気通信事業法第 120 条第1項に規定する認定電気通信事業	
	者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の道路	
	横断電線及び各戸引込電線(ただし、認定電気通信事業者が設け	
	るものにあっては、電気通信事業法第 120 条第1項に規定する	
	認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に	
	供するものに限る。)	
6	電気、電気通信(認定電気通信事業の用に供するものに限る。)	
	の各戸引込地下埋設管	
7	公共的団体が設ける水管及び下水道管	
8	無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場	
9	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施	
	設	
10	カーブミラー	
11	くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公	
	衆の利便に著しく寄与するもの	
12	「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについ	
	て」(平成18年12月20日付け国道利第42号)の記1①から④	
	までのいずれにも該当する架空の各戸引込電線(「架空の各戸引	
	込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」(平成 18 年 12	
	月 20 日付け国道利第 42 号) 2 (4)に掲げるもの)	
13	公益法人が設置する有線テレビ (CATV) 電柱及びその支柱、架	
	空の道路横断電線及び各戸引込電線	
14	高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニテ	
	ィ道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるもの	
	で、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆	
	の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋	
	(「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」(平成6年	
	7月19日付け建設省道政発第37号)の記1に掲げるもの)	
15	「無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成 26 年 3 月	
	26 日付け国道利第 32 号) の無線基地局に附帯するアンテナ、配	
	管及び配線	
	(「無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成 26 年 3 月 26	
	日付け国道利第32号)の別紙6(2)に掲げるもの)	
16	「WLL 方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」(平成	
	10年7月10日付け建設省道利発第3号)の無線装置(蓄電池箱	
	を除く) に附帯するアンテナ、配管及び配線 (「WLL 方式の導入	

	に伴う無線装置の道路占用について」(平成10年7月10日付け
	建設省道利発第3号)の別紙6(3)に掲げるもの)
17	「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路
	の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他
	の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いにつ
	いて」(平成 11 年 3 月 31 日付け建設省道政発第 31 号)の記 2
	において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業
	者が設置するもの(「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許
	可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の
	範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に
	係る取扱いについて」(平成11年3月31日付け建設省道政発第
	31号)の記5に掲げるもの)
18	「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」(平
	成 22 年 2 月 24 日付け国道利発第 27 号、国道地環発第 29 号)
	の別添5に定める支持柱(「「無電柱化に係る費用負担、道路占用
	の取扱い等について」に基づいて設置される物件に係る占用料
	の取扱い等について」(平成 16 年 5 月 17 日付け国道利第 15 号)
	の記2に掲げるもの)
19	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」
	(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号)の景観重要道路にお
	ける既存物件に係る年度末までの占用料が既に納付されている
	ものにつき、当該通達の記1(2)に該当するものとして、当該
	年度の途中の日からの占用の新規申請が行われたもの
	(「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」
	(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号、第 46 号) の記 1 (4)
	後段に掲げるもの)
20	バス停留所に附随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合
	所
21	建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区
	域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、
	被災者の居住の用に供するため必要なもの
22	道路協力団体指定準則(令和元年9月5日付け国道環第41号
	別紙)に基づき指定された道路協力団体が、道路法(昭和27年
	法律第 180 号。以下「法」という。) 第 48 条の 27 の規定に基づ
	き、道路協力団体がその業務として行う道路法施行規則(昭和27
	年建設省令第25号)第4条の21第2号に掲げる道路の占用に
	係るものについては、当分の間、占用料を免除する(「道路協力
	団体が業務として行う道路占用に係る占用料の取扱いについ
	て」(令和2年3月27日付け国道利第23号、国道環第98号)
	の記1に掲げるもの)
23	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋
	設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類
	(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するも

	のを除く。) 及びこれらと一体不可分なもの(変圧器等の地上機	
	器をいう。別表の24において同じ。)	
	(「無電柱化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(令和	
	2年3月27日付け国道利第24号、国道環第103号)の記1(1)	
	ア及び記2(1)に掲げるもの)	
24	電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の	
	推進の観点から地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他	
	の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一	
	体不可分なもの(「無電柱化の推進に伴う占用料の額の取扱いに	
	ついて」(令和2年3月27日付け国道利第24号、国道環第103	
	号)の記1(1)イ及び記2(1)に掲げるもの)	
25	無電柱化の推進に伴いNTTインフラネット株式会社が地中	
	に設ける管路等(「NTTインフラネット株式会社が所有・管理	
	する管路等の道路占用の取扱いについて」(令和2年3月 27 日	
	付け国道利第 26 号、国道環第 102 号)の記 3 (1)に掲げるもの)	
26	民営の水道事業(専用水道事業を除く。)に係るもの	条例で定める額に 50%を乗じて
27	バス停留所標識	得た額
28	駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決	
	定された路外駐車場を除く。)及び自転車、原動機付自転車又は	
	二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	
29	公益法人が設ける有線テレビ(CATV)の架空道路縦断電線	
30	公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気	
	事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱	
31	電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停	条例で定める額に 70%を乗じて
	留所標識に添加された広告(以下「添加広告」という。)及び建	得た額(添加広告のうち、巻付広告
	物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区	については、条例で定める額に
	域内に突出する広告(突出看板)のうち、表裏2面に表示してい	35%を乗じて得た額。)
	るもの	(「占用料徴収事務の取扱いにつ
		いて」(平成8年1月 26 日付け建
		設省道政発第3号、第3号の2及
		び第3号の3)の記1(6)に掲げ
		るもの)
32	タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベン	条例で定める額に 50%を乗じて
	チ及び上屋	得た額(「ベンチ及び上屋の道路占
		用料の取扱いについて」(平成6年
		7月 19 日付け建設省道政発第 37
		号) の記2に掲げるもの)
33	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれ	基地局1基当たり条例で定める
	に類する小型の無線基地局	額に30%を乗じて得た額(「占用料
		徴収事務の取扱いについて」(平成
		8年1月26日付け建設省道政発第
		3号、第3号の2及び第3号の3)
		の記1 (4) に掲げるもの)
	•	

		WW
34	「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについ	単独で電線を敷設する場合の占
	て」(平成9年3月14日付け建設省道政発第35号)における共	用料の額の3分の1を乗じて得た
	同収容を他の事業者が占用物件を敷設するために利用し、かつ	額(「電気通信設備等の共同収容に
	電線の芯線の一部のみを所有する場合	係る道路占用の取扱いについて」
		(平成9年3月14日付け建設省道
		政発第35号)の記6(2)に掲げ
		るもの)
35	「景観法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」	条例で定める額に 70%を乗じて
	(平成 17 年 3 月 31 日付け国道利第 45 号) の記 1 (3) の期間	得た額(他の減額措置を講じる場
	における記1(2)に該当するもの	合は、他の減額措置を講じた後の
		額に 70%を乗じて得た額) (「景観
		法の施行に伴う道路占用関係事務
		の取扱いについて」(平成 17 年3
		月 31 日付け国道利第 45 号、第 46
		号)の記1(4)前段に掲げるもの)
36	令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備	左記の占用物件の設置に併せて
37	都市再生特別措置法施行令 (平成 14 年政令第 190 号) 第 17 条	占用主体により提案される道路維
	に掲げる以下のもの	持管理への協力(占用区域以外の
	① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与	除草、清掃、植樹の剪定又は道路施
	するもの	設への電力供給など)が行われる
	② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通	場合にあっては、条例で定める額
	行者又は利用者の利便の増進に資するもの	に 10%を乗じて得た額(ただし、
	③ 令第 11 条の 10 第1項に規定する自転車駐車器具で自転車	別に定める減額措置は適用しな
	を賃貸する事業の用に供するもの	い)(「道路占用制度の弾力化によ
		る道路維持管理への民間活用につ
		いて」(平成 25 年7月1日付け国
		道利第3号)の記1、2及び3に掲
		げるもの)
38	国家戦略特別区域法施行令(平成 26 年政令第 99 号)第 19 条	左記の占用物件の設置に併せて
	に掲げる以下のもの	占用主体により提案される道路維
	① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与	持管理への協力(占用区域以外の
	するもの	除草、清掃、植樹の剪定など) が行
	② 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路	われる場合にあっては、条例で定
	の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの	める額に 10%を乗じて得た額(た
	③ 食事施設、購買施設その他これら に類する施設で道路の通	だし、別に定める減額措置は適用
	行者又は利用者の利便の増進に資するもの	しない)(「道路占用制度の弾力化
	④ 令第 11 条の 10 第1項に規定する自転車駐車器具で自転車	による道路維持管理への民間活用
	を賃貸する事業の用に供するもの	について」(平成 26 年 7 月 22 日付
	⑤ 次に掲げるもので、協議会、集会、展示会、博覧会その他こ	け国道利第12号)の記1、2に掲
	れらに類する催し(国際的な経済活動に関連する相当数の居住	げるもの)
	者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。)のため	
	設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する	
	もの	
	<u> </u>	

	ア 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物	
	イ 露店、商品置場その他これらに類する施設	
	ウ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	
	上記の占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路	
	維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など)	
	が行われる場合にあっては、条例で定める額に 10%を乗じて得	
	た額(ただし、別に定める減額措置は適用しない)(「道路占用制	
	度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」(平成 26	
	年7月22日付け国道利第12号)の記1、2に掲げるもの)	
39	中心市街地の活性化に関する法律施行令(平成10年政令第263	
	号) 第5条に掲げる以下のもの	
	① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与	
	するもの	
	② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通	
	行者又は利用者の利便の増進に資するもの	
	③ 令第 11 条の 10 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車	
	を賃貸する事業の用に供するもの	
40	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下に設ける電線そ	
	の他の線類」として占用料を徴収するものに限る。)	得た額(「無電柱化の推進に伴う占
		用料の額の取扱いについて」(令和
		2年3月27日付け国道利第24号、
		国道環第 103 号) の記 1 (2) ア及び
		記2(2)に掲げるもの)
41	別表の40と一体不可分なもの(変圧器等の地上機器をいう。)	H= () : () ; () ; () ;
41	が表の40 C 体内可分はもの (友圧協等の地上版格をV・ブ。)	これのでは、これのようにも力のよるには、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで
		う占用料の額の取扱いについて」
		(令和2年3月27日付け国道利第
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		24 号、国道環第 103 号) の記 1 (2)
		イ及び記2(2)に掲げるもの)
42	令第16条の2に掲げる以下のもの	左記の占用物件の設置に併せて
	① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与	占用主体により提案される道路維
	するもの	持管理への協力(占用区域以外の
	② ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便	除草、清掃、植樹の剪定など)が行
	の増進に資するもの	われる場合にあっては、条例で定
	③ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資する	める額に 10%を乗じて得た額(た
	もの	だし、別に定める減額措置は適用
	④ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の	しない)(「歩行者利便増進道路に
	利便の増進に資するもの	おける利便増進誘導区域の指定等
	⑤ 令第 11 条の 10 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車	について」(令和2年11月25日付
	を賃貸する事業の用に供するもの	け国道利第24号)の記第2の1(1)
	⑥ 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催し	アからカまで及び4に掲げるも
	のために設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの	の)
	ア 広告塔その他これらに類する工作物	
•	·	•

	イ 露店、商品置場その他これらに類する施設	
	ウ 看板、旗ざお、幕及びアーチ	
43	令第 16 条の 3 に掲げる以下のもの	条例で定める額に 10%を乗じて
	① 広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看	得た額(ただし、別に定める減額措
	板であって、災害時において住民その他の者(以下「住民等」と	置は適用しない。)(「災害応急対策
	いう。) に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの	施設等の道路占用の取扱いについ
	② 次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又	て」(令和3年9月24日付け国道
	は電力の供給の用に供することができるもの	利第27号ほか)の記2(3)及び別
	ア ベンチその他これに類する工作物であって、物資の保管そ	紙1(1)アからウまでに掲げるも
	の他災害応急対策(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)	の)
	第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。)の	
	実施に資する機能を併せ有するもの	
	イ 貯水槽その他これに類する施設	
	ウ 太陽光発電設備及び風力発電設備	
	エ 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における防	
	災拠点自動車駐車場又は高速自動車国道若しくは自動車専用道	
	路の連結路附属地における防災拠点自動車駐車場に設ける食事	
	施設、購買施設その他これらに類する施設(高速自動車国道又は	
	自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所を除	
	く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する	
	もの	
	③ 備蓄倉庫、非常用電気等供給施設(非常用の電気又は熱の供	
	給施設をいう。) その他これらに類する施設で、災害応急対策の	
	的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの	
44	前各号に掲げるもののほか、慣行等から条例で定める額の占	条例で定める額に事前協議を経
	用料を徴収することが不適当であると村長が認めるもの	て定める率を乗じて得た額